

評価基準

評価項目	評価のポイント	配点	評価する 主な様式
評価委員が採点			
業務実施体制	○業務を有効かつ効率的に遂行できる体制となっているか	10	様式2
業務実績	○本事業の実施に資する実績があるか	10	様式3
企画提案	○公園利用者及び近隣住民に安全・安心かつ魅力的な商品・サービスを提供できるか(メニュー、価格の妥当性、景観形成の取組等)	30	様式 4
	○包装容器等の回収・処分、清掃の実施について効果的な取組があるか	10	
	○利用者に伝わりやすい出店情報の発信や、利用者増加に効果的な広報の取組があるか	10	
事業担当課が算出【客観的評価】			
事業実施体制	○緊急時等における体制が確保されているか	5	様式2
事業実績	○本事業と同種・類似した事業の実績があるか	10	様式3
許可使用料	○提案された設置許可使用料の金額	10	様式 5
市内本店企業	○市内に本店を有する者であるか	5	—
合計		100	

<採点の基準>

1 評価点は次のように採点または算出する

(1)評価委員が採点する項目は、5段階評価で採点する

	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
10点配点	10点	8点	6点	4点	2点
30点配点	30点	24点	18点	12点	6点

(2)事業担当課が算出する項目の評価点は、次のとおり算出する

事業実施体制	十分	不十分	事業実績	優れている	普通	不十分
	5点	0点		10点	5点	0点

許可 使用料	最高額	最高額の 90%以上	最高額の80% 以上90%未満	最高額の50% 以上80%未満	最高額の 50%未満
	10点	8点	6点	4点	2点

市内本店企業	該当	非該当
	5点	0点

<提案者の順位の決定方法>

- 1 評価委員1名あたり100点満点(事業担当課の算出する項目分を含む)、合計300点満点とする。なお、各評価委員の採点の合計点で180点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から候補者を選定する。
- 2 1による評価・採点の結果、各評価委員は得点数が最も高い順に順位点をつける。この場合の順位点は、得点数が1位は1点、2位は2点、3位は3点という形とし、得点数が高いほど順位点は低い値となる。
- 3 各評価委員の採点後、以下の方法で順位を決定する。
 - ① 順位点の合計の少ない順
 - ② 順位点の合計が同じ場合は、1位とした委員の多い順番
 - ③ 順位点の合計と1位とした委員が同数の場合は、2位とした委員の多い順
 - ④ 以上で決まらなかった場合は、再度各評価委員から意見を聴き、順位を決定